

社会教育主事講習委嘱要綱

令和2年3月18日
総合教育政策局長決定
令和6年1月31日
一部変更

1 趣旨

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号。以下「省令」という。）に基づき実施するもので、社会教育行政を含めた専門性を身に付けて、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動をできる社会教育人材を養成することを目的とする。

2 事業概要

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号。以下「省令」という。）に基づき、社会教育主事の講習（以下「講習」という。）を実施する。

3 委嘱期間

委嘱期間は5年以内とする。

4 講習実施計画書の提出

講習の委嘱を受けようとする大学その他の教育機関（以下「実施機関」という。）の長は、講習実施計画書（別紙様式1）を文部科学大臣に提出するものとする。

5 委嘱の決定及び通知

文部科学大臣は、提出された講習実施計画書の内容が講習を委嘱するのに適当と認められる実施機関について、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して実施機関の長に対し文部科学大臣の委嘱状（様式1）を送付する。

6 講習実施科目

省令第3条で定める「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」、「社会教育経営論」及び「社会教育演習」から複数科目を選択することができる。また、他の実施機関と連携して、講習を実施することも差し支えない。

各科目の指導上のねらい及び内容は別紙とする。（社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について）

7 講習実施の公示

文部科学大臣は、講習を委嘱した場合には、速やかに受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う実施機関、講習の期間、講習の科目、講習実施手法その他講習実施の細目について公示する。(省令第9条)

なお、複数年度で委嘱を受けている実施機関については、文部科学省の求めに応じて、上述の内容を提出するものとする。

8 事業の変更

講習実施計画書に変更が生じた場合は、事前に事業計画変更承認申請書(別紙様式2)を提出するものとする。

9 受講対象者、受講申込み及び受講許可書の送付

講習は省令第2条に規定される者を対象とする。

受講を希望する者は、受講申込書(様式2)を実施機関に提出する。ただし、各講習実施機関が別に定める場合は、その定めに従うこと。

受講申込書を提出された実施機関は、受講資格の有無・既修得科目の状況を調査し、運営委員会(「10 講習の運営」参照)の意見を聴いて受講者を選定する。

なお、講習の一部の科目について受講の申込みがあった場合には、実施機関は講習の実施に支障がない限り、当該科目の受講について配慮するものとする。

実施機関において受講者の選定を終了した場合には、直ちに、その結果を申込者に通知するとともに、選定された受講者に対し受講許可書(様式3)を送付するものとする。

10 講習の運営

実施機関には、講習の円滑な実施を図るため、運営委員会を置くものとする。

運営委員会は、実施機関の長又はその指名する者をもって充てる委員長、主任講師、副主任講師のほか、委員長が必要と認めた者で構成する運営委員をもって組織し、講習の運営について協議する。

実施機関の長は、講師、その他必要な職員を任命する。主任講師は、講習の円滑な運営を図るため、必要な連絡、調整を行う。

11 講習プログラムの編成方法

生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、科目代替措置の適切な運用、及び分割履修への対応を考慮した講習プログラムの編成に努めること。

12 既修得単位等の認定

大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する者は、社会教育主事講習単位修得認定申請書(様式4)を実施機関の長に提出しなければならない。

実施機関の長は、書類を審査し、単位を修得したものと認めるものに対し単位修得認定書（様式5）を交付する。（省令第7条第2項及び第3項）

13 単位修得の認定

講習が終了した場合には、実施機関は遅滞なく各科目の単位修得の認定を終えるものとする。

14 修了証書の授与等

実施機関の長は、省令第3条の定めるところに従い必要単位を修得した者に対して修了証書（様式6）を授与しなければならない。（省令第8条）

なお、上記により修了証書を授与したときは、その者の氏名、修得科目及び単位数について、講習実施報告書（別紙様式3）文部科学大臣に報告しなければならない。（省令第8条第2項）

また、実施機関の長は、講習の科目の単位を修得した者がその単位の修得の証明を願い出たときは、単位修得証明書（様式7）を交付する。

併せて、都道府県教育委員会に対して、修了者の情報を提供するものとする。

15 実施報告書等

実施機関の長は、各年度の講習終了後1か月以内に、講習実施報告書（別紙様式3）を文部科学大臣に提出しなければならない。また、講習受講者の名簿その他の関係書類について、本委嘱期間を終了した翌年度から5年間以上整理保存しておくものとする。

また、文部科学省の求めに応じて、講習の実施状況や受講者数などの報告を行うものとする。

16 講習料

講習料を徴収することを可とする。その際は収入・支出を勘案し適切な設定を行うこと。

17 注意事項

（1）講習実施に当たっての留意事項について

講習の実施に当たっては「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（通知）」、「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について（社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会）」、「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」、「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（中間的まとめ）」、その他、中央教育審議会生涯学習分科会における生涯学習・社会教育の振興に関する答申等や関係教育委員会の意見等も参考とし、社会の変化に的確に対応した内容とするとともに受講や受講に関する手続きがオンラインで可能となるような講

習実施など受講者の負担軽減を検討し、受講促進を図ること。

(2) 意見交換会の参加について

受講しやすい環境の整備も含めた取組を推進するため、文部科学省が主催する社会教育主事講習実施機関との意見交換会（オンライン）に参加をするものとする。

(3) 個人情報の取扱いについて

事業の委嘱を受けた実施機関は、本事業の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

(4) 危険負担等について

- ① 委嘱事業の実施に関して生じた損害は、実施機関の負担とする。ただし、実施機関の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
- ② 委嘱事業の実施にあたり実施機関が故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(5) 非常変災等における対応・代替措置について

- ① 講習及びその準備期間に非常変災等が発生した場合を想定し、その対応・代替措置について十分に計画しておくこと。
- ② 対応のあり方、代替措置やその連絡方法については、講習実施計画書及び各実施機関における実施要項に記載し、受講者等に事前に周知しておくこと。
- ③ 台風等、事前予測が相当程度可能な災害の場合は、その対応について速やかに判断し、決定すること。
- ④ 自然災害等の影響により、講習の延期あるいは中止とする場合は、その対応について速やかに判断し、決定すること。
- ⑤ 対応を決定したときは、受講者等関係者全員に遅滞なく連絡し、対応を実施すること。

(別紙)

平成30年2月28日付29文科生第736号 文部科学省生涯学習政策局長通知
「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について(通知)」(抄)

3 留意事項

(1) 共通事項

- 社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程においては、社会教育主事が NPO や企業等の多様な主体と連携・協働して、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことにより、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力の養成が図られるよう留意すること。
- カリキュラムの編成に当たっては、以下の能力の養成が図られるよう特に留意すること。
 - ① 生涯学習・社会教育の意義など教育上の基礎的知識
 - ② 地域課題や学習課題などの把握・分析能力
 - ③ 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
 - ④ 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
 - ⑤ 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
 - ⑥ 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力
- 社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の科目の目的及び主な内容については、別添2及び別添3を参照すること。

(2) 社会教育主事講習関係

イ. 生涯学習概論について

生涯学習概論は、生涯学習及び社会教育の本質について理解を図ることを目的として、生涯学習の理念と施策、社会教育の意義と展開、社会教育に関する法令、社会教育主事・社会教育指導者の役割、生涯学習社会と学校・家庭・地域等の内容を扱うこと。

ロ. 生涯学習支援論について

生涯学習支援論は、学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図ることを目的として、学習支援に関する教育理論、効果的な学習支援方法、学習プログラムの編成、参加型学習の実際とファシリテーション技法等の内容を扱うこととし、以下に特に留意すること。

- 「参加型学習の実際とファシリテーション技法」については、形式的な手法・技法の習得に止まらず、学習内容や対象との関連を十分に意識しながら展開するものとし、人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力の養成が図られるように留意すること。

ハ. 社会教育経営論について

社会教育経営論は、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図ることを目的として、社会教育行政と地域活性化、社会教育行政の経営戦略、学習課題の把握と広報戦略、社会教育における地域人材の育成、学習成果の評価と活用の実際、社会教育を推進する地域ネットワークの形成、社会教育施設の経営戦略等の内容を扱うこととし、以下に特に留意すること。

- ① 「社会教育行政の経営戦略」においては、社会教育計画の企画・立案、実施はもとより、評価や改善も視野に入れ、PDCA サイクルを進めることにより、マネジメントの視点に立って、効果的・効率的な社会教育事業の展開を図ることの意義について取り扱うこと。
- ② 「社会教育行政の経営戦略」又は「社会教育施設の経営戦略」においては、厳しい財政状況にあって社会教育事業の具体化を図るため、クラウドファンディングなど多様な手法による資金調達について取り扱うこと。
- ③ 「社会教育を推進する地域ネットワークの形成」においては、今後の社会教育において、学校・家庭・地域の連携・協働をはじめ、福祉や労働、環境、地域振興、防犯・防災等の行政機関、NPO、大学、企業等の多様な主体と連携・協働が一層求められることから、コーディネート能力やプレゼンテーション能力の養成が図られるように留意すること。

ニ. 社会教育演習について

社会教育演習は、社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図ることを目的として、社会教育に関する実践演習や現場体験等を内容とすることとし、以下に特に留意すること。

- 社会教育演習では、受講者が生涯学習概論、生涯学習支援論、社会教育経営論の受講成果を生かし、社会教育主事として、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことができる実践的な能力の養成が図られるよう留意すること。

ホ. 人権教育等の現代的課題の取扱いについて

- 改正前の社会教育主事講習では、「社会教育特講」において取り扱ってきた現代

的課題については、社会教育主事が具体の地域課題を踏まえ、身近な題材等を活用しながら実践的に学ぶ方が必要な知識や技能を習得する上で効率的・効果的であることから、今後は、現職研修等において取り扱うこととすること。

ただし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている人権教育のように法令に基づき対応が求められている現代的課題については、今後とも、社会教育主事講習の「生涯学習概論」や「生涯学習支援論」等において取り扱うこととすること。

へ. 社会教育主事講習の単位認定等について

- ① 社会教育主事講習において身に付けるべき内容を体系的かつ効果的に習得する観点からは、「生涯学習概論」、「社会教育経営論」、「生涯学習支援論」、「社会教育演習」の順に受講させることが望ましいこと。
- ② 生涯学習概論、生涯学習支援論、社会教育経営論の各科目については、各講習実施機関が社会教育主事講習等規程第7条第1項に基づき、適切な評価方法により単位認定を行うこと。
- ③ 単位の計算方法については、社会教育主事講習等規程第6条に基づき、大学設置基準第21条第2項各号及び大学通信教育設置基準第5条第1項第3号に定める基準によること。
- ④ 社会教育演習については、各講習実施機関において、受講者が報告書の作成・発表を行い、それを受講者同士や受講者の所属する地方公共団体の関係者等を交えて評価するなど、社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を促す取組を行うこと。
- ⑤ 社会教育演習においては、生涯学習概論、生涯学習支援論及び社会教育経営論に関する受講者の理解に誤りがある場合や、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力の基礎の習得が十分でないと認められる場合等には、講習実施機関は、単位認定に先立ち、受講者に対して個別の指導・助言等を行うことが望ましいこと。

別添2

社会教育主事講習の科目について

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計	8単位	